

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第22号

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成14年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 1～13 略 <u>14 一般社団法人せとうち観光推進機構</u> <u>15～20</u> 略	別表第1（第2条関係） 1～13 略 <u>14～19</u> 略
別表第2（第2条関係） 1～3 略 <u>4 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</u> <u>5 社会福祉法人香川県共同募金会</u> <u>6～10</u> 略 <u>11・12</u> 略	別表第2（第2条関係） 1～3 略 <u>4～8</u> 略 <u>9 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</u> 10・11 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。